

三菱UFJ銀行確定拠出年金専用1年定期預金

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

自動継続定期預金です。
長期に安定した運用が可能です。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者(ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)

3. 預入期間

1年(満期日は預入日の1年後の応当日です。)

4. 商品提供会社

株式会社三菱UFJ銀行

5. 約定利率の決定方法

約定利率は毎週見直し、金融情勢等に応じて新金利を適用します。

6. 適用金利

預入時の約定利率を満期日まで適用します。
(固定金利)

7. 利払方法

満期日または期限前解約時に一括して利払いします。
満期日には、お利息を元金に組み入れて同一期間のこの預金に自動継続します。中間利払いはありません。

8. お利息の計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6カ月ごとの複利計算。(円未満切捨)

9. お利息に対する課税

確定拠出年金制度では課税されません。

10. 満期日の取り扱い

満期日にお利息を元金に組み入れて前回と同一期間のこの預金に自動継続します。
なお、満期日前に解約される場合には下記の期限前解約利率を適用し、元金とお利息を払い戻します。

11. 期限前解約の取り扱い

満期日前に解約する場合は、預入日(または継続日)から解約日の前日までの日数に応じて、つぎの期限前解約利率(6か月未満の預入期間における利率を除き、小数点第4位以下切捨)により計算したお利息とともに払い戻します。

- 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- 6か月以上1年未満 約定利率の50%

12. 一部解約の取り扱い

この預金については元金の一部を解約することができます。

- ①一部解約の場合、一部解約部分のお利息は、預入日(または継続日)から一部解約日の前日までの日数に応じた期限前解約利率によって計算します。
- ②一部解約後の残金のお利息は、預入日(または継続日)から満期日までの日数および預入時(または継続時)の約定利率によって計算し、満期日に一部解約後の残金に組み入れて前回と同一期間のこの預金に自動継続します。

13. お申込単位

預入金額は1円以上1円単位です。

14. 手数料

かかりません。

15. 持分の計算方法

本商品の加入者ごとの持分についての計算は元金によるものとします。
なお加入者の個人別持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されます。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

三菱UFJ銀行確定拠出年金専用1年定期預金

本商品は元本確保型の商品です

16. セーフティーネットの有無

本商品は預金保険の対象です。当行へ預け入れの預金について、1預金者あたり元本合計1,000万円までとのお利息が保護されます。

※金融機関名義の預金は預金保険の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして、預金保険制度の保護の対象としております。

三菱UFJ銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で1預金者あたり元本合計1,000万円までとのお利息が保護されます。当行の合併前に旧UFJ銀行、旧東京三菱銀行で別々にお預け入れいただいた預金等は預金保険制度上、すべて合算された扱いとなります。

なお、決済用預金*に該当する預金(オールワン普通預金(無利息型)、スーパー普通預金(全額保護型)、普通預金(無利息型)、当座預金、別段預金の一部)がこれとは別に全額が保護されます。

*預金保険法により「無利息(お利息がつかない)」「要求払い(いつでも払い戻しができる)」「決済サービス(口座振替等)を提供できること」の3要件を満たす預金と定められています。

17. 利益の見込みおよび損失の可能性

解約の申し出のない限り、預入日(または継続日)から1年後の満期日に約定利率で計算したお利息を元金に組み入れて、自動継続します。また、預入期間の途中で期限前解約(一部解約を含みます)した場合でも、所定の期限前解約利率により計算したお利息と元金を払い戻します。

商品提供金融機関(三菱UFJ銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金およびお利息については保護されないおそれがあります。

商品の説明図

同じ日の定期預金をまとめて資産管理機関の名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義でお預かりします。加入者個人の残高明細については、記録関連運営管理機関で管理されます。

いつでも元金の一部を解約し、他の商品へ預け替えができます。その場合の利率は、引き出し部分は期限前解約利率、残金部分は預入日または継続日の約定利率とします。

他の商品へ

三菱UFJ銀行確定拠出年金専用1年定期預金

三菱UFJ銀行確定拠出年金専用1年定期預金

三菱UFJ銀行確定拠出年金専用1年定期預金
(拠出時点の金利を適用・預入期間1年)

満期日時点の金利で元本と利息合計で自動継続

1回目
の拠出2回目
の拠出3回目
の拠出満期
(自動継続)満期
(自動継続)満期
(自動継続)

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。